

## 別表 2

評価料金は次のとおりとする（室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金ならびに建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものの評価料金を除く。）。

1. 申請に係る住宅において、表 1 に定める評価分野の数の合計に応じて区分する次の料金表を適用する。

- ・パック 10 評価分野の数の合計が 8 分野～10 分野の場合 表 2 及び表 3
- ・パック 7 評価分野の数の合計が 5 分野～7 分野の場合 表 4 又は表 5
- ・パック 4 評価分野の数の合計が 4 分野のみの場合 表 6 又は表 7

必須評価事項を含む評価分野（1、3、4、5）は、必ず申請に含まれることとする。

選択評価事項に変更（取止め、追加）が生じた場合であっても、上記区分の範囲内である限り、当該区分の料金表を適用する。

評価分野の数は、交付する住宅性能評価書に記載される事項に関わらず、申請時及び評価書交付前における選択評価事項の変更時に生じた評価分野を合計して数えるものとする。

選択評価事項の追加により、該当する区分に変更が生じた場合、変更後の区分の料金表を適用する。

また、地盤の液状化に関する情報提供を行う場合、上記区分に応じて適用される料金表のほか、表 8 の料金表を適用する。

表 1

評価分野	内容
1	構造の安定に関すること
2	火災時の安全に関すること
3	劣化の軽減に関すること
4	維持管理更新への配慮に関すること
5	温熱環境・エネルギー消費量に関すること
6	空気環境に関すること
7	光・視環境に関すること
8	音環境に関すること
9	高齢者等への配慮に関すること
10	防犯に関すること

2. パック10(評価分野の数の合計が8分野~10分野の場合)は、表2及び表3による。

表2

(円(税別))

評価種別	建物種別	一戸建ての住宅			共同住宅等									
		200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超	200㎡以下	200㎡超 500㎡以下	500㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 20,000㎡以下	20,000㎡超 30,000㎡以下	30,000㎡超	
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価	50,000	60,000	S×20,000 +80,000	60,000 +M×6,000	80,000 +M×6,000	S×25,000+100,000+M×6,000						S×5,000+2,040,000 +M×6,000	
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がない場合)	25,000	30,000	S×10,000 +40,000	A×6,000 +M <sub>c</sub> ×5,000	A×8,000 +M <sub>c</sub> ×5,000	A×(S×2,500+10,000)+M <sub>c</sub> ×5,000							
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がある場合)				12,000+ A×6,000 +M <sub>c</sub> ×5,000	16,000+ A×8,000 +M <sub>c</sub> ×5,000	(A+2)×(S×2,500+10,000)+M <sub>c</sub> ×5,000							
	住宅型式性能認定を受けた住宅の設計住宅性能評価 業務量が概ね2~4割削減	45,000	54,000	S×18,000 +72,000	54,000 +M×6,000	72,000 +M×6,000	S×23,000+90,000+M×6,000							
住宅型式性能認定を受けた住宅の設計住宅性能評価 業務量が概ね4割超削減	40,000	48,000	S×16,000 +64,000	48,000 +M×5,000	64,000 +M×5,000	S×20,000+80,000+M×5,000								
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (ハウスプラスで設計住宅性能評価を行っている場合)	90,000	100,000	S×20,000 +120,000	N×35,000 +M×B+C	N×44,000 +M×B+C	N×70,000 +M×B+C	N×100,000 +M×B+C	N×120,000 +M×B+C	N×150,000 +M×B+C	N×200,000 +M×B+C	N×270,000 +M×B+C	N×320,000 +M×B+C	
	建設住宅性能評価 (ハウスプラス以外のものが設計住宅性能評価を行っている場合)	110,000	120,000	S×20,000 +140,000	N×47,000 +M×13,000	N×60,000 +M×13,000	N×96,000 +M×13,000	N×137,000 +M×13,000	N×200,000 +M×13,000	N×300,000 +M×13,000	N×350,000 +M×13,000	N×400,000 +M×13,000	N×450,000 +M×13,000	
	変更建設住宅性能評価	30,000	35,000	S×10,000 +40,000	35,000 +M×5,000	44,000 +M×5,000	70,000 +M×5,000	100,000 +M×5,000	120,000 +M×5,000	150,000 +M×5,000	200,000 +M×5,000	270,000 +M×5,000	320,000 +M×5,000	
	再検査料金	15,000	17,000	S×5,000 +20,000	35,000 +M×5,000	44,000 +M×5,000	70,000 +M×5,000	100,000 +M×5,000	120,000 +M×5,000	150,000 +M×5,000	200,000 +M×5,000	270,000 +M×5,000	320,000 +M×5,000	
	追加検査料金* (一回につき)				70,000+R×5,000				都度取り決めることとする					
	型式住宅部分製造者 認証を受けた住宅の検査 回数一回減あたりの料金の減額	15,000	17,000	S×5,000 +20,000	35,000	44,000	70,000	100,000	120,000	150,000	200,000	270,000	320,000	

S: 評価対象住棟の延べ面積から500㎡を減じ、200㎡で除し、小数点以下を切り捨てた数値

M: 評価対象戸数

N: 検査回数(N=4:3階以下、N=5:4~9階、N=6:10~16階、以下7階毎にNは1ずつ増加する)

A: 設計変更のうち、火災安全性・劣化対策・維持管理の各性能分野(住棟評価)のうち影響を受ける「分野の数(0~3)」

M<sub>c</sub>: 変更設計評価書を発行する戸数(枚数)

B: 50戸未満=10,000 120戸未満=9,000 120戸以上=7,000 300戸以上=6,000

C: 50戸未満=0 120戸未満=50,000 120戸以上=240,000 300戸以上=540,000

R: 追加検査対象住戸数

\*追加検査料金は建設住宅性能評価申請時に、申請者からの要望に基づき法定検査回数以上の検査を実施する場合に適用する。

表3

(円(税別))

評価種別	建物種別	一戸建ての住宅 (面積制限なし)	共同住宅等
		設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価 パック7からパック10へ
	変更設計住宅性能評価 パック4からパック10へ	35,000	
	変更設計住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,000	M <sub>c</sub> ×5,000
	変更建設住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,000	M <sub>c</sub> ×5,000

M<sub>c</sub>: 変更設計評価書を発行する戸数(枚数)

3. パック7（評価分野の数の合計が5分野～7分野の場合）は、一戸建て住宅については表4、共同住宅等については表5による。

表4

（円（税別））

評価種別		一戸建ての住宅 (面積制限なし)
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価	45,000
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がない場合)	22,500
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がある場合)	
	変更設計住宅性能評価 パック4からパック7へ	30,000
	変更設計住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,000
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (ハウスプラスで設計住宅性能評価を行っている場合)	85,000
	変更建設住宅性能評価	30,000
	変更建設住宅性能評価 評価項目削除のみ	5,000
	再検査料金	15,000

表5

（円（税別））

評価種別		共同住宅等
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価	表2における計算式×95%
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がない場合)	表2における計算式による ただし、 $\frac{Mc \times 5,000}{M}$ に×95%を 乗じる
	変更設計住宅性能評価 (構造の安定に関する設計変更がある場合)	
	変更設計住宅性能評価 パック4からパック7へ	
	変更設計住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	$Mc \times 5,000 \times 95\%$
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (ハウスプラスで設計住宅性能評価を行っている場合)	表2における計算式×95%
	変更建設住宅性能評価	表2における計算式×95%
	変更建設住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	$M \times 5,000 \times 95\%$
	再検査料金	表2における計算式×95%

Mc：変更設計評価書を発行する戸数（枚数）

M：評価対象戸数

4. パック4（評価分野の数の合計が4分野のみの場合）は、一戸建て住宅については表6、共同住宅等については表7による。

表6

（円（税別））

評価種別		一戸建ての住宅 （面積制限なし）
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価	40,000
	変更設計住宅性能評価 （構造の安定に関する設計変更がない場合）	20,000
	変更設計住宅性能評価 （構造の安定に関する設計変更がある場合）	
	変更設計住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,000
	長期優良住宅にかかる技術的審査と同時に申請	7,000 （1-2、1-4、1-5、5-2の性能表示事項を除く）
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 （ハウスプラスで設計住宅性能評価を行っている場合）	80,000
	変更建設住宅性能評価	30,000
	変更建設住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	5,000
	再検査料金	15,000

表7

（円（税別））

評価種別		共同住宅等
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価	表2における計算式×90%
	変更設計住宅性能評価 （構造の安定に関する設計変更がない場合）	表2における計算式による ただし、 $M_c \times 5,000$ に×90%を 乗じる
	変更設計住宅性能評価 （構造の安定に関する設計変更がある場合）	
	変更設計住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	$M_c \times 5,000 \times 90\%$
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 （ハウスプラスで設計住宅性能評価を行っている場合）	表2における計算式×90%
	変更建設住宅性能評価	表2における計算式×90%
	変更建設住宅性能評価 性能表示事項の削除のみ	$M \times 5,000 \times 90\%$
	再検査料金	表2における計算式×90%

$M_c$ ：変更設計評価書を発行する戸数（枚数）

$M$ ：評価対象戸数

5. 地盤の液状化に関する情報提供を行う場合

表 8

(円(税別))

評価種別		一戸建ての住宅	共同住宅等
		(面積制限なし)	(面積制限なし)
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価の申請に併せて申出する場合 1	2,000	M×2,000
	設計住宅性能評価の申請後に追加して申出する場合 2	5,000	M×5,000
建設住宅性能評価	建設住宅性能評価の申請に併せて申出する場合 1	2,000	M×2,000
	建設住宅性能評価の申請後に追加して申出する場合 2	5,000	M×5,000

M：評価対象戸数

- 1 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の申請後、設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の交付前に、液状化に関する情報について申出がなされた場合を含む。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を申請した住宅で、設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の交付日が、平成 27 年 4 月 1 日以降となる住宅に適用できる。

別表3

室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価料金は次のとおりとする（建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを除く。）。

（すべて一検体あたりの料金を表す）（税別）

検体数 <sup>1</sup>	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド+VOC4種 <sup>2</sup>
1	45,000円	60,000円
2	35,000円	50,000円
3~5	30,000円	45,000円
6~10	27,000円	42,000円
11以上	25,000円	40,000円

1 同一場所で、同一時期に測定できる検体の数を指す

2 VOC4種とは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指す

別表5

建設住宅性能評価における検査の実施に関して、各都道府県の県庁所在地から評価の対象となる住宅の建設地までの距離の区分（以下、距離の区分という）を以下のとおり定め、検査を行う当機関の職員（評価員を含む）1名につき、検査一回あたりの遠隔地割増料金を以下のとおり定める。

（税別）

距離の区分	遠隔地割増料金
概ね 20km～50km	7,000 円
概ね 50km～100km	13,000 円
概ね 100km 以上	15,000 円+距離加算費
島しょ部等	都度取り決めることとする。

- 1 距離加算費は、距離に応じて都度取り決めることとする。
- 2 建設地までの往復の移動に6時間以上要する場合、上表の遠隔地割増料金に加算される宿泊費を、職員（評価員を含む）1名につき一泊あたり10,000円（税別）と定める。